

青森県報

号外第二十四号

平成十八年
三月二十九日
(水曜日)

目 次

公安委員会

- 青森県警察署協議会に関する規則の一部を改正する規則… (総務課) … 一
- 青森県警察職員の設定配置規則の一部を改正する規則… (企画政策課) … 二
- 交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則… () … 二
- 青森県個人情報保護条例第二十条第一項の開示請求があった場合において直ちに開示することができる個人情報… () … 五
- 青森県個人情報保護条例第三十九条の規定により青森県警察本部長が定める法人… () … 六

公 安 委 員 会

青森県警察署協議会に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十九日

青森県公安委員会委員長 井 畑 明 男

青森県公安委員会規則第九号

青森県警察署協議会に関する規則の一部を改正する規則

青森県警察署協議会に関する規則 (平成十三年四月青森県公安委員会規則第八号)

の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。
別表 (第二条関係)

警察署協議会	委員の定数
青森県青森警察署協議会	十三人以上
青森県青森南警察署協議会	五人以内
青森県外ヶ浜警察署協議会	五人以内
青森県大間警察署協議会	五人以内
青森県むつ警察署協議会	七人以上
青森県野辺地警察署協議会	五人以内
青森県弘前警察署協議会	十三人以上
青森県鯉ヶ沢警察署協議会	五人以内
青森県つがる警察署協議会	五人以内
青森県五所川原警察署協議会	十人以上
青森県板柳警察署協議会	五人以内
青森県黒石警察署協議会	十人以上
青森県八戸警察署協議会	十三人以上
青森県三戸警察署協議会	五人以内
青森県五戸警察署協議会	五人以内
青森県十和田警察署協議会	七人以上

青森県七戸警察署協議会	五人以内
青森県三沢警察署協議会	七人以内

附 則

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日から平成十九年五月三十一日までの間は、改正後の青森県警察協議会規則別表青森県弘前警察署協議会の項中「十三人以内」とあるのは「十五人以内」と、同表青森県五所川原警察署協議会の項中「十人以上」とあるのは「十二人以上」と、同表青森県黒石警察署協議会の項中「十人以上」とあるのは「十二人以上」と、同表青森県三戸警察署協議会の項中「五人以内」とあるのは「七人以上」と、同表青森県七戸警察署協議会の項中「五人以内」とあるのは「六人以上」とする。

青森県警察職員の定員配置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十九日

青森県公安委員会委員長 井 畑 明 男

青森県公安委員会規則第十号

青森県警察職員の定員配置規則の一部を改正する規則

青森県警察職員の定員配置規則（昭和二十九年七月青森県公安委員会規則第五号）

の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

青 森 県 警 察 職 員 定 員 表

区分 本部、署名	警 視						小 計	一 般 員 職	合 計
	警 視	警 部	警部補	巡 査 部 長	巡 査				
県 警 察 本 部	61	101	245	124	148	679	261	940	
青 森 警 察 署	4	9	74	121	112	320	18	338	
青 森 南 警 察 署	1	4	7	13	5	30	4	34	
外 ヶ 浜 警 察 署	1	3	10	8	4	26	4	30	
大 間 警 察 署	1	3	7	3	6	20	3	23	
む つ 警 察 署	2	5	17	23	29	76	8	84	
野 辺 地 警 察 署	1	6	14	20	8	49	4	53	
弘 前 警 察 署	5	8	60	75	76	224	17	241	
鱒 ヶ 沢 警 察 署	1	5	9	14	8	37	4	41	
つ が る 警 察 署	1	4	12	18	6	41	4	45	
五 所 川 原 警 察 署	3	7	26	34	37	107	9	116	
板 柳 警 察 署	1	3	5	6	7	22	4	26	
黒 石 警 察 署	3	8	22	32	33	98	8	106	
八 戸 警 察 署	4	8	62	89	106	269	23	292	
三 戸 警 察 署	1	4	14	11	12	42	4	46	
五 戸 警 察 署	1	4	5	11	3	24	4	28	
七 和 田 警 察 署	2	5	19	26	32	84	7	91	
三 沢 警 察 署	1	4	11	9	12	37	4	41	
三 沢 警 察 署	2	5	17	19	32	75	9	84	
合 計	96	196	636	656	676	2,260	399	2,659	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十九日

青森県公安委員会委員長 井 畑 明 男

本告示は、平成十八年四月一日からその効力を生ずるものとする。

平成十八年三月二十九日

青森県警察本部長 長 尾 正 彦

個人情報取扱事務の名称	保有個人情報項目	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所
警察職員選考採用試験	第一次試験の順位、総合点及び試験別得点(不合格者に係るものに限る。並びに第二次試験の順位、総合点及び試験別得点)	合格発表の日から一月間	青森県警察本部の個人情報窓口
警備員指導教育責任者講習	考查の得点	合格発表の日	講習実施場所
機械警備業務管理者講習	考查の得点	合格発表の日	講習実施場所
警備員等の検定	学科試験及び実技試験の得点	合格発表の日	検定実施場所
警備業法の一部を改正する法律(平成十六年法律第五十号)附則第五条の規定による審査	学科試験及び実技試験の得点	合格発表の日	審査実施場所
猟銃等取扱講習会(銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四十一条第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者に係るものに限る。)	考查の得点	合格発表の日	講習会実施場所
猟銃の技能検定	操作検定及び射撃検定の得点	合格発表の日	検定実施場所
駐車監視員資格者講習	考查の得点	合格発表の日	講習実施場所

青森県警察本部長告示第二号

青森県個人情報保護条例(平成十年十二月青森県条例第五十七号)第三十九条の規定により、実施機関が定める法人を次のとおり定め、青森県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規程(平成十八年三月青森県警察本部訓令第四号)により例によることとされる知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成十一年五月青森県規則第五十五号)第十条の規定により告示する。

本告示は、平成十八年四月一日からその効力を生ずるものとする。

平成十八年三月二十九日

青森県警察本部長 長 尾 正 彦

名	称
財団法人暴力追放青森県民会議	主たる事務所の所在地 青森市新町二丁目二番七号

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭